

学校生活

(1) 学校生活における校則について

学校生活における校則は、学校という集団生活の場で秩序を保ち、円滑な教育活動を行うために設けています。それらを理解し守ることは、自分や周りの人の安全や健康を守るだけでなく、社会のルールや常識を学ぶ良い機会にもなります。本校では次の3つの観点を大切にして、校則を設定しています。

① 深く学べる環境づくり

深く学べる環境をつくるためには、静かで集中できる教室づくりはもちろん、教育活動に見合う身だしなみであることが大切です。個人の行動は周りに影響を与えます。学校全体に良い影響を与えるような身だしなみや行動を意識して、本校での教育活動がより深くなる環境づくりを心掛けてください。

② 地域に愛され続ける学校を目指して

本校がより良い教育活動を続けていくためには、本校に関わる企業や地域の方等の理解と協力が必要不可欠です。生徒が校則を守る姿は地域に安心感を与えることができます。本校が、地域の方から愛され続ける学校であり、より良い教育活動を続けるためにも、しっかりと校則を理解して行動しましょう。

③ 安心・安全な学校づくり

服装や持ち物の規定は事故やトラブルを防ぎ、登下校のルールは交通安全に直結します。安心して学校生活を送るために、しっかりと校則を守りましょう。

本校では、校則について生徒や保護者との共通理解を図るため、生徒・保護者の代表及び教職員で組織された委員会で、規則の確認や議論をする機会を設けるとともに、校則の策定や見直しが必要な事項については意見を聴取するなど、絶えず積極的に検証・見直しを図るよう努めています。

(2) 生活のきまり

① 身だしなみについて

常に、端正・清潔な状態を心がけ、TPOにあった着装をする。

※諸事情があれば中学校職員に相談する。

ア 本校指定の制服を正しく着用する。

イ インナーは目立たないものを着用する。

ウ 靴下はグレー・紺・黒・茶・白のものを着用する。

エ 過度な整髪料等の使用は控え、パーマ、髪染め、脱色はしない。

オ 化粧はしない。

- カ 身だしなみに不備があった場合は、速やかに整える。
- キ ピアス、指輪、ネックレス等の装身具は身に着けない。

② 熱中症対策と防寒について

ア 熱中症対策について

- 登下校に必要であれば、帽子、日傘等を使用してもよい。

イ 防寒着について

- 色はグレー・紺・黒・茶を原則とし、ブレザーの上から着用する。
(デザインは胸に施されたワンポイントとする)。
- タイツは無地で装飾がなく、黒または素肌の色に準じたものとする。

③ 学校内外における生活・諸注意について

挨拶を励行し、マナーを守る。

ア 自ら進んで挨拶をする。

イ 教室移動時は決められた系の生徒が施錠し、移動後、教科担任に鍵を預ける。

ウ 机、椅子、ロッカー、実習用機器、愛知県学習用パソコン(タブレット端末)等の使用

- 公共の物品であることをよく認識し、大切に使用する。
- 破損等がある場合は、速やかに中学校職員または担当教員に報告する。
- タブレット端末は、学習活動以外では使用しない。
- タブレット端末等を許可なく敷地内で充電しない。

エ 日頃より身の回りの整理整頓を心がけ、公共の美化に努める。

オ 登下校時におけるマナー

- 本校生徒として自覚と誇りをもち、良識に基づいた行動をする。
- かけがえのない自他の生命を重んじ、交通規則を遵守し、交通事故防止に努める。

④ 持ち物について

学校生活に必要なものを持ち込まない。

ア 通学に使用するバッグ、リュック等は華美でないものとする。

イ 校舎内用スリッパは学校指定のものとする。

ウ カラーコンタクトレンズは使用しない。

エ 通学靴はグレー・紺・黒・茶・白を原則とする。ブーツ・サンダル類は

使用しない。

オ 体育時の運動着は運動のしやすい服装（色はグレー・紺・黒・茶・白を基調としたもの）とし、指定のビブスを着用する。

カ 貴重品は、自分で管理し、多額な金銭は持ち込まない。

キ スマートフォン等電子通信機器について

- 敷地内では、電源を切り、貴重品用BOXにしまう。
- 登下校時に、歩行中の操作（歩きスマホ）はしない。
- スマートフォンの使用はマナー・モラルを守り、人を傷つける行為や迷惑行為をしない。

ク お金や物の貸し借りはしない。

⑤ 欠席・遅刻について

ア 欠席・遅刻の連絡は、8:30までに行う。

イ ST開始時刻8:45（チャイム鳴り始め）に教室不在の場合は遅刻とする。

ウ 遅刻した場合は学校に到着後職員室に行き、中学校職員に報告してから教室に行く。

⑥ 早退について

ア 体調不良等で早退をする場合は、教員の指示に従い下校する。

イ 帰宅後速やかに保護者(やむを得ないときは本人)から学校へ連絡する。

⑦ 自転車通学について

ア 自転車通学許可願を提出するとともに自転車点検に合格した後、本校発行の許可シールを自転車に貼付する。

イ 自転車通学者が使用する自転車は防犯登録を行い、賠償責任保険に加入する。

ウ 自転車乗車時は、ヘルメットを着用する。

エ 雨天時はレインコート等を着用し、傘差し運転をしない。

オ 自転車乗車中のイヤホンの使用やスマートフォン等の操作をしない。